

一時払養老保険（H11）普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 保険金の支払

- 第2条 保険金の支払
- 第3条 保険金の支払に関する補則
- 第4条 保険金の免責事由に該当した場合の取扱
- 第5条 保険金支払方法の選択
- 第6条 保険金の請求、支払時期および支払場所

3. 当会社の責任開始期および契約日

第7条 当会社の責任開始期および契約日

4. 保険契約の無効および取消

- 第8条 保険金不法取得目的による無効
- 第9条 詐欺による取消

5. 告知義務および保険契約の解除

- 第10条 告知義務
- 第11条 告知義務違反による解除
- 第12条 保険契約を解除できない場合
- 第13条 重大事由による解除

6. 解約および解約返還金

- 第14条 解約および解約返還金
- 第15条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

7. 保険金額の減額

第16条 保険金額の減額

8. 保険金の受取人

- 第17条 保険金の受取人の代表者
- 第18条 当会社への通知による死亡保険金受取人等の変更
- 第19条 遺言による死亡保険金受取人等の変更

9. 保険契約者

- 第20条 保険契約者の代表者
- 第21条 保険契約者の変更
- 第22条 保険契約者の住所の変更

10. 年齢の計算その他の取扱

- 第23条 年齢の計算
- 第24条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

11. 契約者配当金の割当および支払

- 第25条 契約者配当金の割当
- 第26条 契約者配当金の支払

12. 時効

第27条 時効

13. 被保険者の業務、転居および旅行

第28条 被保険者の業務、転居および旅行

14. 管轄裁判所

第29条 管轄裁判所

15. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第30条 死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

16. 一時払保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第31条 一時払保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

17. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

第32条 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

（ご参考）

ご契約者の便宜のため、各条文の下に主な参照条文をかかげてあります。

一時払養老保険（H11）普通保険約款

（平成25年12月18日改正）

（この保険の概要）

この保険は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、満期保険金額、死亡保険金額および高度障害保険金額は同額です。

	給付の内容
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているときに支払います。
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
保険金	満期保険金、死亡保険金および高度障害保険金をいいます。
責任開始期	保険契約の締結に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。
契約応当日	毎年または毎月の契約日に対応する日をいい、毎年または毎月の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

⇒●責任開始期——第7条

2. 保険金の支払

第2条（保険金の支払）

この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	保 険 金 額	満期保険金受取人	
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき		死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（表1）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。		被 保 険 者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

⇒●責任開始期——第1条

表 1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考																		
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。																		
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(イ)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合 (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態 (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (エ) いずれの喉頭音についても発音ができない状態 <table border="1"> <tr> <td>口唇音</td><td>ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ</td></tr> <tr> <td>歯舌音</td><td>な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ</td></tr> <tr> <td>口蓋音</td><td>か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん</td></tr> <tr> <td>喉頭音</td><td>は行音</td></tr> </table> ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込のない場合をいいます。	口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ	歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ	口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん	喉頭音	は行音										
口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ																		
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ																		
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん																		
喉頭音	は行音																		
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>行為</th></tr> <tr> <td>1. 食物の摂取</td><td>はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと</td></tr> <tr> <td>2. 排便</td><td>洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr> <tr> <td>3. 排尿</td><td>洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr> <tr> <td>4. 排便および排尿の後始末</td><td>排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること</td></tr> <tr> <td>5. 衣服の着脱</td><td>ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること</td></tr> <tr> <td>6. 起居</td><td>横になった状態から起き上がり、座位を保つこと</td></tr> <tr> <td>7. 歩行</td><td>立った状態から歩くこと</td></tr> <tr> <td>8. 入浴</td><td>一般家庭浴槽に出入りすること</td></tr> </table>	項目	行為	1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと	2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること	5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること	6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと	7. 歩行	立った状態から歩くこと	8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること
項目	行為																		
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと																		
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること																		
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること																		
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと																		
7. 歩行	立った状態から歩くこと																		
8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること																		

対象となる高度障害状態	備考
両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合 ② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合 (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合 ② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合
両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	
1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	
両下肢を足関節以上で失ったもの	
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	
1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	
1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

第3条（保険金の支払に関する補則）

1. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
2. 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、第2条（保険金の支払）の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。
3. 高度障害保険金の受取人を被保険者（第2項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
4. 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
5. 第4項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第4項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
6. 第4項および第5項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
7. 第4項から第6項までの規定は、満期保険金受取人について準用します。
8. 当会社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が高度障害状態（表1）に該当した時に消滅したものとみなします。
9. 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
10. 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態（表1）に該当した場合でも、当会社が、保険契約の締結の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第12条（保険契約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因として高度障害状態に該当したものとみなして、第2条の高度障害保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
11. 保険期間の満了日に、高度障害状態（表1）のうち回復の見込みがないことが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込みがないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第2条の規定を適用します。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込みがないこととなった場合を除きます。
12. 第11項の規定にかかわらず、満期保険金がすでに支払われている場合には、当会社は、第11項の取扱を行いません。

⇒●保険金の支払、高度障害状態——第2条 ●保険金の請求——第6条

第4条（保険金の免責事由に該当した場合の取扱）

1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第2項の場合を除きます。）
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
3. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保

険契約者に支払います。

4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（表 1）に該当した場合には、当会社は、死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

⇒●保険金の支払、保険金の免責事由、高度障害状態——第 2 条 ●責任開始期——第 1 条

第 5 条（保険金支払方法の選択）

保険契約者（保険金の支払事由発生後はその保険金の受取人）は、保険金の一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払を選択することができます。

第 6 条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

1. 保険金（満期保険金を除きます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表 1）を提出して、その保険金を請求してください。
3. 本条の規定により保険金の請求を受けた場合、保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、当会社の本店で支払います。
4. 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第 3 項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第 2 条（保険金の支払）に定める支払事由発生の有無
 - (2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - (ア) 第 2 号および第 3 号に定める事項
 - (イ) 第 13 条（重大事由による解除）第 1 項第 4 号の事由に該当する事実の有無
 - (ウ) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人の保険契約締結の目的
 - (エ) 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人の死亡保険金もしくは高度障害保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金もしくは高度障害保険金の請求時までに及ぶ事実
5. 第 4 項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも 180 日）を経過する日とします。
 - (1) 第 4 項第 1 号から第 4 号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180 日
 - (2) 第 4 項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180 日
 - (3) 第 4 項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第 4 項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
 - (4) 第 4 項第 1 号から第 4 号までに定める事項についての日本国外における調査 180 日
6. 第 4 項および第 5 項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
7. 第 4 項または第 5 項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、保険金を請求した者にその旨を通知します。

⇒●保険金の支払事由——第 2 条

3. 当会社の責任開始期および契約日

第 7 条（当会社の責任開始期および契約日）

1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時

- (2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 契約日は、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、この日を基準として計算します。
3. 当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、保険金の支払事由が生じたときは、第2項の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、当会社が責任を開始する日を基準として再計算します。この場合、第1項の責任を開始する日を契約日として保険契約上の責任を負い、保険料の過不足分があるときは、支払うべき保険金と清算します。
4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

⇒●告知——第10条 ●保険金の支払事由——第2条

4. 保険契約の無効および取消

第8条（保険金不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第9条（詐欺による取消）

保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

5. 告知義務および保険契約の解除

第10条（告知義務）

当会社が、保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

⇒●責任開始期——第7条

第11条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第10条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求します。
3. 第2項の規定にかかわらず、被保険者の死亡または高度障害状態（表1）が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

⇒●保険金の支払事由、高度障害状態——第2条 ●解約返還金——第14条

第12条（保険契約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には第11条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第10条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、保険金の支払事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第10条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第10条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

⇒●責任開始期——第1条 ●保険金の支払事由——第2条

第13条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の死亡保険金または高度障害保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 当会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第5号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金。以下本号において同じ。）を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求します。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人について第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

⇒●保険金の支払事由——第2条 ●解約返還金——第14条

6. 解約および解約返還金

第14条（解約および解約返還金）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
2. 解約返還金は、保険契約の経過年月数により計算します。
3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。

第15条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、当会社が保険金を支払うべきときは、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき

- き金額を債権者等に支払います。ただし、保険金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
- (2) 当会社は、保険金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を保険金の受取人に支払います。

⇒●解約——第14条 ●保険金の支払事由——第2条

7. 保険金額の減額

第16条（保険金額の減額）

1. 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 保険金額の減額をしたときは、減額分は解約したものと取り扱います。

⇒●解約——第14条

8. 保険金の受取人

第17条（保険金の受取人の代表者）

1. 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険金の受取人を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第18条（当会社への通知による死亡保険金受取人等の変更）

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が当会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 第3項の規定にかかわらず、第1項の通知が当会社に到着する前に、変更前の死亡保険金受取人に対して死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
5. 当会社への通知による満期保険金受取人の変更については、第1項から第4項までの規定を準用します。

第19条（遺言による死亡保険金受取人等の変更）

1. 第18条（当会社への通知による死亡保険金受取人等の変更）の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 第1項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 遺言による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
4. 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
5. 遺言による満期保険金受取人の変更については、第1項から第4項までの規定を準用します。

9. 保険契約者

第20条（保険契約者の代表者）

1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第21条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第22条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に

通知してください。

2. 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所（通信先を含みます。）に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

10. 年齢の計算その他の取扱

第23条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月をこえるものは1年とします。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

⇒●契約日——第7条 ●契約応当日——第1条

第24条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
 - (1) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 実際の契約年齢にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料の超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生後で、保険金が支払われる場合、保険金の受取人に保険料の超過分を支払い、または支払うべき保険金から保険料の不足分を差し引きます。
 - (2) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。この場合、当会社からの支払金があるときは、すでに払い込まれた保険料からその金額を差し引きます。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、契約日においては最低契約年齢に足りなかったものの、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものととして、第1号と同様に取り扱いします。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、第1項第1号の規定を準用して取り扱います。

⇒●契約年齢——第23条 ●契約日——第7条

11. 契約者配当金の割当および支払

第25条（契約者配当金の割当）

1. 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - (1) その事業年度末において、契約日からその日を含めて1年をこえている有効な保険契約
 - (2) つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約または年単位の契約応当日以後に死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払により消滅する保険契約
2. 第1項のほか、契約日から所定年数を経過した後に消滅する保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てる場合があります。

⇒●契約日——第7条 ●契約応当日——第1条

●死亡保険金・高度障害保険金の支払——第2条 ●保険契約の消滅——第2条、第14条

第26条（契約者配当金の支払）

1. 第25条（契約者配当金の割当）第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度の年単位の契約応当日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに支払います。
2. つぎの事業年度の年単位の契約応当日前に保険契約が消滅したときは、第25条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険金支払の場合に限って、保険金とともに支払います。
3. 第25条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険金とともに支払います。
4. 第25条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。
5. 第1項から第4項までの規定によって支払う契約者配当金は、保険金支払の場合には保険金の受取人に、その他の場合には保険契約者に支払います。
6. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

⇒●契約応当日——第1条 ●保険契約の消滅——第2条、第14条

●保険金の支払——第2条

12. 時効

第27条（時効）

保険金、解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

13. 被保険者の業務、転居および旅行

第28条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、当会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

14. 管轄裁判所

第29条（管轄裁判所）

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

- (1) 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
- (2) 保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所

15. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第30条（死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則）

1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、請求に必要な書類（別表1）に加え、つぎの各号の書類を必要とします。
 - (1) 死亡退職金等の受給者が死亡保険金の請求内容を了知していることがわかる書類（死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。）
 - (2) 保険契約者である団体が第1号の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類
2. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の高度障害保険金の全部またはその相当部分を弔慰金等として被保険者に支払うときは、高度障害保険金の請求の際、請求に必要な書類（別表1）に加え、被保険者が高度障害保険金の請求内容を了知していることがわかる書類を必要とします。

16. 一時払保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第31条（一時払保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

1. 保険契約の締結の際、一時払保険料または一時払保険料充当金（以下「一時払保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれつぎに定める時に当会社が一時払保険料等を受け取ったものとします。
 - (1) 当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む場合
当会社が、クレジットカードの有効性および一時払保険料等が利用限度額内であること等の確認を行った時（当会社所定の利用票（以下「利用票」といいます。）を使用するときは、利用票を作成した時）
 - (2) 当会社の指定するデビットカード（以下「デビットカード」といいます。）により払い込む場合
当会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
2. 第1項第1号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれにも該当するときは、一時払保険料等の払込はなかったものとします。
 - (1) 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - (2) クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。）から保険料相当額を受け取ることができないこと
3. 第1項第1号に定める方法により一時払保険料等が払い込まれた場合で、当会社が保険契約の申込を承諾したときは、当会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。

⇒●責任開始期——第1条、第7条

17. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

第32条（電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則）

1. 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法そ

の他の情報通信技術を利用する方法)により、保険契約の申込および告知をすることができるものとします。

2. 第1項のほか、当会社は、別表1に定める請求書類について、書面に代えて電磁的方法により提出することを認めることがあります。
3. 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について請求書類を提出する場合、第1項および第2項の規定を準用します。

別表 1 請求書類

(1) 保険金の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2	高度障害保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
3	満期保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 満期保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 保険証券

（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	保険金の受取人による 保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
3	保険金額の減額	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	当会社への通知による 死亡保険金受取人等の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	遺言による死亡保険金 受取人等の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
6	保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

備 考

責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につきのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

